

別表第4 砂川市営野球場使用料（第9条関係）

（単位：円）

区分		金額			
		1日	半日	その他	
		8時～16時	8時～12時又は12時～16時	8時以前又は16時以降	
アマチュアスポーツに使用する場合	入場料等を徴収しない場合	小・中学生	1,655	822	555
		高校生	2,306	1,153	768
		一般	3,300	1,655	1,100
	入場料等を徴収する場合	小・中学生	最高入場料金の50人分	最高入場料金の30人分	
		高校生	最高入場料金の60人分	最高入場料金の40人分	
		一般	最高入場料金の70人分	最高入場料金の50人分	
営利を目的として使用する場合	入場料等を徴収しない場合		16,500	8,255	5,500
	入場料等を徴収する場合		最高入場料金の100人分	最高入場料金の70人分	
	放送設備一式		1,100	550	
	スコアボード		2,200	1,100	
立売り販売			2,200	1,100	

備考

- 1 砂川市民がアマチュアスポーツに使用し、入場料等を徴収しない場合は、使用料（立売り販売使用料を除く。）を無料とする。
- 2 入場料等を徴収しない場合の使用で、2以上の時間区分にわたって使用するときは、区分ごとの使用料の合算額とする。
- 3 入場料等を徴収しない場合の使用で、時間区分内の使用が2時間以内のときは当該区分の額の50%の額を、2時間を超え4時間以内のときは当該区分の額とする。
- 4 入場料等を徴収しない場合の使用で、時間区分を超えて使用したときは、前項の算出に準じて算出した額を加算する。
- 5 入場料等を徴収する場合又は放送設備一式若しくは立売り販売の使用で、半日以内のときは半日の額を、半日を超えるときは1日の額とする。
- 6 入場料等を徴収する場合の使用料金は、当該入場者が料金算出の基準となる人数未満の場合は当該実入場者数により算出する。
ただし、当該算出料金が入場料等を徴収しない場合の使用料金より低額となるときは、入場料等を徴収しない場合の額により使用料を徴収する。
- 7 使用料の合計額に10円に満たない端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。